

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和2年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	株式会社 奈良新聞社			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率75% その理由(飲食を伴う意見交換会の経費を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 新たな奈良県の創生、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の講演会、年2回の視察研究会</p> <p>◆参加者の状況 地方議員のほか、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>○本県の諸問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立っている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	R2年4月~9月分 60,000×6/12 =30,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会の経費を含む)	3
	年会費	R2年10月~ R3年3月分 60,000×6/12 =¥30,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会の経費を含む)	130
	合計	¥30,000円 (75%が政務活動費、¥22,500円)		
備考	添付資料：新生奈良研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和2年4月9日 (木)			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (2020年度会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% (総会及び研修会費が全体を占めるため)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の定例会議は、総会及び研修等を行う 5月28日 2020年度第1回定例会議開催</p> <p>◆参加者の状況 県議会議員、市議会議員、町議会議員、村議会議員、議員経験者 本県の人権文化の政策推進</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2020年度会費	30,000	総会及び研修会	7
	合計		30,000円	
備考	添付資料：規約、機関誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熟あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

2020年4月3日

加盟議員の皆様へ

奈良ヒューライツ議員団
議長 川口 正志
幹事長 田川 雅人
(公 印 省 略)

2020年度第1回定例会議の開催について

謹啓 平素は各自治体で人権政策の推進に向けて取り組まれていることに敬意を表します。


さて、標記の「2020年度第1回定例会議」を下記の日程で開催いたしますので、ご多用の折かと存じますが、万障繰り合わせの上、ご出席をお願いいたします。

なお、今定例会議では、2020年から2030年までの期間で世界的に取り組まれている「SDGs（持続可能な開発目標）」について外部講師の方に講演をいただきます。この機会に、加盟議員の皆様には、同会派所属議員・友好議員の方々や、行政職員にもお声掛けをいただき、参加を推奨していただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

謹白

記

1. 日時 2020年5月28日（木）午後3時開会（5時終了予定）
2. 会場 きれんセンター 3階 会議室
(橿原市城殿町257-1 ☎0744-23-3535 〈企業連合会〉)
3. 研修 「SDGs（持続可能な開発目標）とは何かー人権を軸にしてー」（90分）
講師：岡島 克樹さん（大阪大谷大学 人間社会学部教授）
4. 備考 ①定例会議では先に研修（90分間）を行い、終了後、通常どおり、会議資料に沿って議案を進めます。ご参加いただいた非加盟議員の方々には、研修終了後にご退席をしていただく予定ですが、加盟議員の皆様は最後までのご参加をお願いします。
②後日、学習会の案内チラシを機関紙「ヒューライツエクスプレス52号」と一緒に送付します。チラシの裏面が参加申込用紙になっていますので、5月18日（月）までに返信をお願いします。

■お問い合わせ、連絡先：議員団事務局（担当＝
〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1 部落解放同盟奈良県連合会内
電話 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640
電子メール bllnara_s@yahoo.co.jp（※IはLの小文字）

以上

奈良ヒューライツ議員団 (議長:川口正志 県議会議員) 主催

SDGs (持続可能な開発目標) 学習会

「SDGs とは何かー人権を軸にしてー」

2030年に向かって、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組みが始められているSDGs。SDGsの大切なことを考えていきます。

日時 '20年5月28日(木)

開会 午後3時(90分)

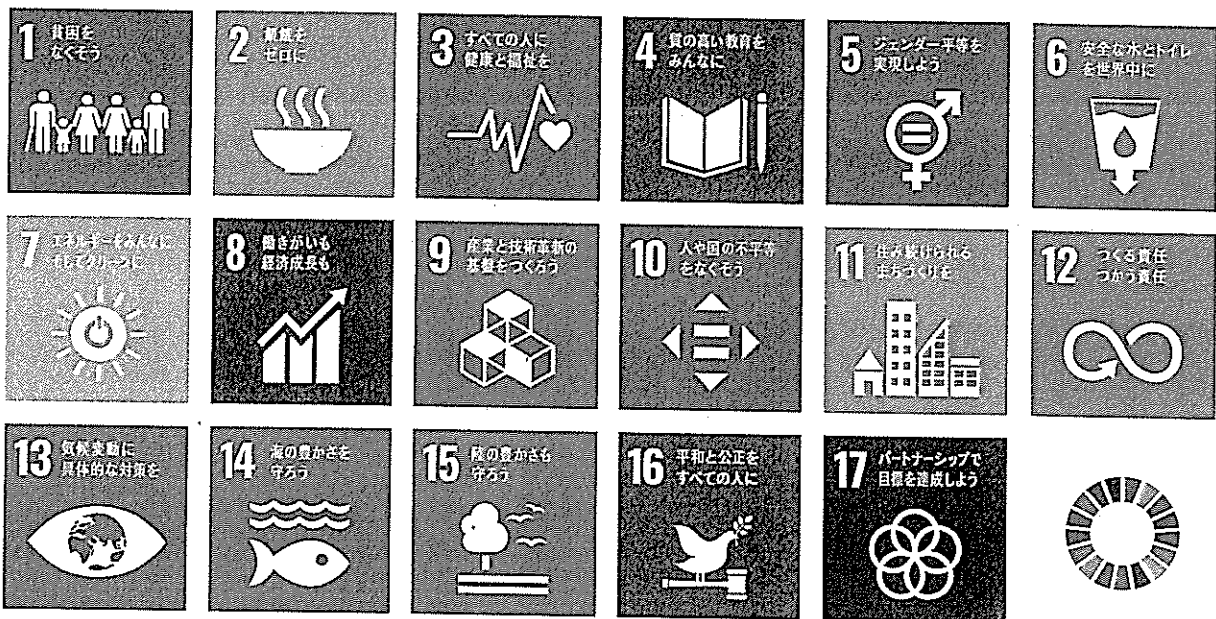
※当日は「奈良ヒューライツ議員団'20年度第1回定例会議」として開催します。

会場 きれんセンター

3階 会議室

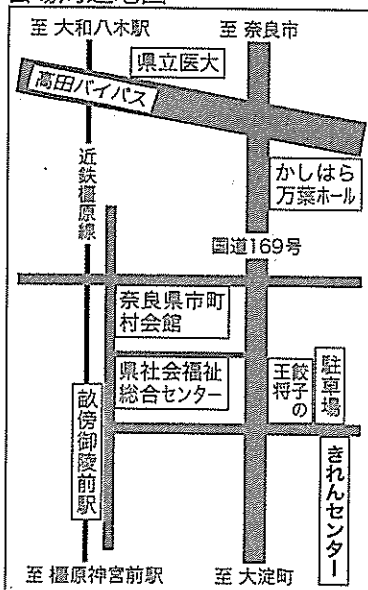
(橿原市城殿町257-1)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



奈良ヒューライツ議員団は、持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

会場周辺地図



車は建物前と「餃子の王将」東側の「きれんセンター第2駐車場」に駐車できます。



【講師】

岡島 克樹 さん

大阪大谷大学人間社会学部 教授

JICA「SDGsを活用できる人材・団体育成事業」運営委員などに就任中。行政、大学、市民講座等の講演依頼を受けて、SDGsについて普及・啓発に取り組んでいる。

【要項】

- 対象 奈良ヒューライツ議員団加盟議員、自治体議会議員、行政職員
- 参加費 無料
- 申込み 裏面の申込用紙等で5月18日(月)までをお願いします。

■ お問い合わせ・連絡先 ■

奈良ヒューライツ議員団事務局 (部落解放同盟奈良県連合会内)
〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1 県人権センター2階
☎0742-64-1631 FAX 0742-64-1640
電子メール bllnara_s@yahoo.co.jp (lはLの小文字)

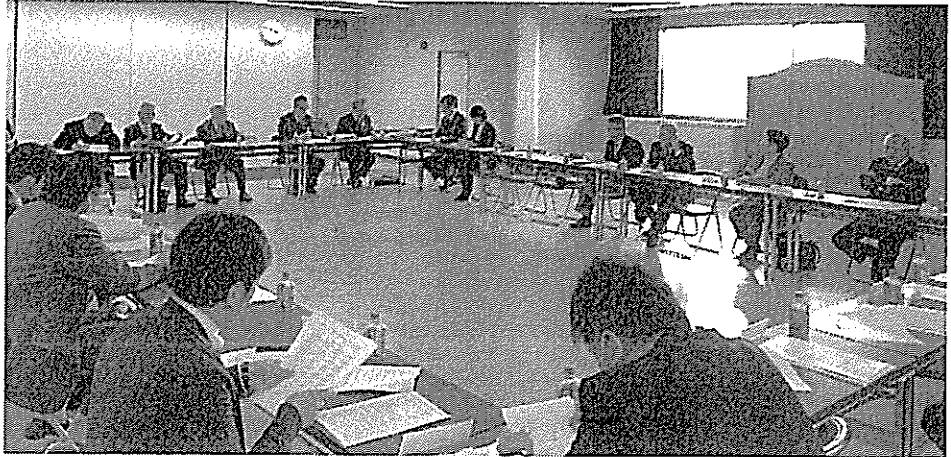
2020 Spring, vol.52

第19回
総会

人権施策の推進へ活発な議論展開

奈良ヒューライツ議員団第19回総会(2019年度第4回定例会議)は2月13日に橿原市のきれんセンターで開かれ、28人が出席し、19年度会計決算の承認と、20年度役員体制を決定したほか、研修として、奈良県の2020年度人権施策関連事業について、県人権施策課と県教委人権・地域教育課から説明を受けた。

川口正志議長は挨拶の中で、部落解放同盟と異なる同和問題解決に取り組む団体の奈良県幹部が詐欺行為で逮捕された事件や、滋賀県の団体が主催する「人権擁護士」資格の取得で、あたかも一定社員数以上の事業所に配置が義務付けられている「公正採用選考推進委員」に就けるかのようにうたっている事例などを取り上げ、差別撤廃運動に逆行すると説明した。また、SDGs(持続可能な開発目標)は部落解放同盟の創立時の考え方と同じ内容であると捉えているとして理解と、取り組みの推進を呼びかけた。



人権施策協議会の充実、部落問題学習の推進等について活発な意見を交わした

議事では田川雅人幹事長が、11月の県外視察研修など事業報告を行ったあと、昨年5月31日開催の第1回定例会議以降に加盟した小村尚己県議会議員、小林誠県議会議員、山田哲生天理市議会議員、中嶋宏明生駒市議会議員、梶木裕文田原本町議会議員の5人を紹介。人権政策の推進に向けて、人権に関する県民意識調査等の結果と、部落差

別解消推進の法律・県条例の制定を踏まえ、市町村の人権条例の充実改正ならびに新規条例の制定について議会質問を訴えた。

研修では、人権施策協議会の運営や部落差別の解消の推進に向けた教育支援事業など新規事業を含む主な事業についての説明に、出席議員から意見・質問が出された。(4面に関連記事)

2020年度役員体制

議長=川口 正志・県議会議員

幹事長=田川 雅人・部落解放同盟奈良県連合会相談役

監事=国中 憲治・県議会議員

奈良県人権施策に関する基本計画を改定へ

奈良県は、中長期的な人権施策の指針として2004年3月に策定した「奈良県人権施策に関する基本計画」を2019年度中に改定する。2月25日に開かれた今年度第1回県人権施策協議会(会長=寺澤亮一奈良

人権部落解放研究所理事長)で明らかになったもの。

現行の基本計画策定から15年が経過し、この間、社会経済情勢等が変化し、性的マイノリティへの偏見、様々なハラスメントやひきこもりの間

題など新たな人権課題が顕在化している。また、県が2018年に実施した「人権に関する県民意識調査」から、依然として差別意識や偏見が根深くあることが判明している。

新基本計画は2020年度から29年度までの10年間、新たに6分野を追加し17分野の施策を進める。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

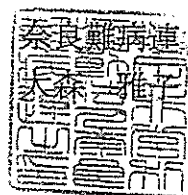
年 月 日	令和2年6月12日 (金)			
年会費名	特定非営利活動法人 奈良難病連 (賛助会員年会費)			
相手方	特定非営利活動法人 奈良難病連			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び講演会</p> <p>◆参加者の状況 賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	賛助会員年会費	5,000	総会及び研修会	47
	振込手数料	152		47
		合計	5,152 円	(すべて政務活動)
備考	添付資料：賛助会費ご協力のお願ひ、 2019年度事業活動計画書、2020年度事業活動予算書			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2020年 6月 吉日

皆さま

特定非営利活動法人
理事長



賛助会費ご協力のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、私ども奈良難病連の活動に一方ならぬご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて私ども奈良難病連は結成35年、特定非営利活動法人を設立し16年目を迎えました。本来でございましたら、ご来賓としてご案内をさせていただくべきところでしたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、ご来賓なしの最低限の役員にての開催と致しました。


難病患者・障害者を取り巻く状況は大変厳しくなっております。私どもは、医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会、医療講演会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っております。

平成20年度より県からの委託を受け、難病ピアカウンセリング事業、平成21年度より県の補助金事業として就労支援事業に取り組み、また、平成28年度からは「難病患者療養支援に関する事業」として、難病ピアカウンセリング事業、就労支援事業、医療講演会事業と一括した事業として取り組んでおりますが、乏しい資金での活動と今回の新型コロナウイルス肺炎の影響で感染拡大防止をとしての活動など苦しい状況に陥っております。

これからも医療福祉の充実のため努力して参りたいと存じますので、この事情をお汲み通りのうえ、ご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

賛助会員年会費：
*個人 1口 5,000円
*企業・団体 1口 20,000円

振込先： ゆうちょ銀行 
特定非営利活動法人 奈良難病連

賛助会員の特典：
①当会機関誌に賛助会員としを掲載いたします。
②当会機関誌を年2回送付し、総会のご案内や講演会などの情報を提供させていただきます。

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和2年6月23日			
年会費名	2020年度個人会員会費			
相手方	認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 小児がん経験者のQOL(生活の質)向上のための支援、小児がんの治癒率向上のための研究支援、小児がんの情報提供と小児がんへの理解促進の3つの活動方針に基づき様々な活動に取り組む。</p> <p>◆本会の活動頻度 活動報告書と会報、年1回送付あり。</p> <p>◆参加者の状況 個人や団体の賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2020年度 個人会員会費	2,000円	活動報告書と会報	54
	合計	2,000円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：令和元年度事業報告書 令和元年度活動計算書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

会員継続お手続きのご案内 ～3つの方法があります～

年会費	個人会員 1口 / 2,000円
	賛助会員 1口 / 10,000円
(1口以上何口でも構いません)	

① 払込取扱票

同封いたしました払込取扱票にて払い込みをお願いいたします。

コンビニエンスストアまたは 郵便局、ゆうちょ銀行でご利用可能です。

※なお、払込取扱票に記載しております金額は前回のご入金額となっております。

ご入金額を変更される場合は、コンビニエンスストアでは金額変更ができませんので、郵便局(ゆうちょ銀行)をご利用くださいますようお願い申し上げます。

② 銀行口座へのお振込

以下の金融機関に直接ご入金をお願いいたします。(恐れ入りますが、振込手数料はご負担いただきます。)

振込先名義：トクビ) ゴールドリボン・ネットワーク

■ みずほ銀行

■ 三菱UFJ銀行

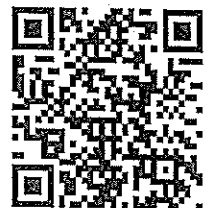
■ ゆうちょ銀行

③ クレジットカード支払いへの切り替え (今回から年会費も支払えるようになりました!)

2020年より、クレジットカード決済にて年会費のお支払いが可能になりました。事務処理にかかるコストを削減し、いただいたご支援を子どもたちのための活動に有効に活用するため、ぜひこの機にクレジットカード支払いへの切り替えをご検討ください。

右のQRコード、または以下のURLより当法人のHPへ入っていただき、『クレジットカードでの会費支払い』から口数を入力し、決済画面へお進みください。

http://www.goldribbon.jp/support_p/presonal/credit.html



口座振替による継続支払いをご希望される方 (次回以降)

次回(翌年)以降の継続時に手続き不要となる、便利な口座振替の設定もごさいます。

ご希望される方は申込書をお送りいたしますので、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

以下に該当される場合は、お手数ですが下記のお問い合わせ先へご連絡いただきますようお願いいたします。

※社名、代表者名、住所等、登録内容にご変更が生じた場合

※当法人が寄付者の紹介等を掲載する場合に、お名前の掲載をご希望されない場合

**Gold Ribbon
Network**

認定NPO法人 ゴールドリボン・ネットワーク

<お問い合わせ>

認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク

東京都豊島区西池袋2丁目21番8号目白樺マンション204

TEL : 03-5944-9922

会員継続のお願い



認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク
理事長 松井 秀文

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

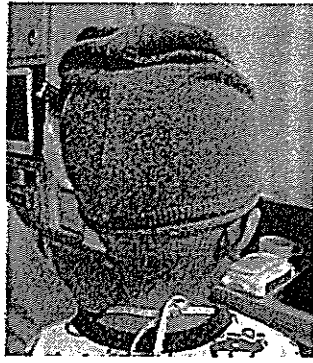
日頃より当法人の活動に温かいご支援をいただきありがとうございます。会員様として支えて下さっておりますことを、スタッフ一同、心より御礼申し上げます。

皆さまからの温かいご支援により、昨年度も多くの小児がん患児・サバイバー・家族を支援することができました。

■2019年度の主な支援内容■

交通費等補助金制度：63件(657万円)／奨学金制度：37名(1,440万円)／就労移行支援：1名／ニット帽プレゼント：134名／キャンプ助成：594名／治療研究助成等：13団体(1,730万円) など

■ニット帽を受けとったご家族からのお写真とお礼文



「この度はニット帽をプレゼントして頂きありがとうございました。治療により髪の毛がなくなりました、帽子は必需品なので助かりました」

「髪が抜けるピークを少し過ぎたころだったので髪がかなり薄くなっていたのでとても助かりました。本当にありがとうございましたm(__)m」

「抗がん剤の副作用で髪の毛がかなり薄くなってしまい、母親の私もすごく心が痛かったのですが、こちらの素晴らしいご支援で無料の帽子をいただき、たくさんの方がご支援されていることを知り、また前向きに娘と一緒に頑張っていこうと思えました。本当にありがとうございました。」

皆さまのご支援は、小児がんの子どもたちの命を支え、笑顔と夢の実現にもつながります。

是非とも今年度も引き続き、会員としてのご支援をご継続いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、裏面の『会員継続お手続きのご案内』をご確認いただき、お手続きをお願いいたします。

行き違いで既にお支払いをいただいております場合には、失礼の段ご容赦下さい。

なお、本案内は例年4-5月にお送りさせていただいておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により発送が遅くなりました。ご不便をお掛けし誠に申し訳ございません。

貴方様の温かいご支援に改めて感謝申し上げます。

今後とも皆さまとともに活動してまいります。何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

2019年度事業報告書

2019年 1月 1日から 2019年 12月 31日まで

特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク

1 事業の成果

法人設立後、11年目となった本年も「小児がんの子ども達のQOL（生活の質）向上のための支援」「小児がん治癒率向上のための研究・開発の支援」「小児がんの情報提供と小児がんへの理解促進」の3事業を中心に活動を進めた。

また、当法人の事業を今後共、安定的に継続できるように、更には事業内容を充実・拡大出来るよう、財務基盤を強化すべく会員増強とファンドレイジングにも注力した。

I. 小児がん患児・経験者及びその家族の支援に重点をおいた事業は、従来の活動を継続・拡充した。

- ① 大学生への奨学金制度は、昨年までの選考で決定した全国の大学生37名への給付を行うと共に来年4月の新1年生の奨学生の選考を行った。応募者は、17の都府県から33名。来年度は、後述する東京マラソンのチャリティランナー183名と大阪マラソンの5名のチャリティランナーの寄付により、その財源が充実出来、従来の年9名の新採用者を14名に拡大出来た。また、マラソンによる寄付を2年生以上の奨学金の財源にも充てることが出来た。
- ② 小児がん患児とその家族を支援する団体で行うキャンプの助成については、本年は、昨年の7グループを上回る11グループを助成した。参加人数は、昨年の371名から594名に、うち小児がん経験者は106名から180名に大きく増加した。
- ③ 患児家族からニーズの高い、「治療のために遠隔地の病院へ通う場合の交通費・宿泊費の補助」を目的とした「交通費等補助金制度」は、今年度は63家族に657万円を超える補助を行うことができた。ただ残念ながら、昨年の92家族、一昨年の86家族を下回ることとなった。このため、利用者からの声を反映し、対象距離を120kmから100kmに、対象者を18歳未満での罹患者から20歳以下での罹患者に、更には年間上限額を20万円から50万円に変更し、より多くの患児・家族が利用出来るようにした（2020年1月1日より適用）。なお、開始からの累計では、331件で3,650万円を超える補助となった。
- ④ 治療の結果必要となるニット帽の患児へのプレゼントは昨年とほぼ同数の134人にプレゼントし、開始からの累計では369個に及んだ。
- ⑤ また小児がん経験者の就労移行支援は、本年も小児がん経験者1名の就職につながった。これで累計5名の小児がん経験者が働く職場を得た。

II. 小児がんの治癒率向上のための研究開発支援は公募の中から選考された11のグループに支援すると共に、JCCG（日本小児がん研究グループ）、日本小児血液・がん学会に助成。更には研究のための留学生1名への助成を行い、その額は、1,730万円となった。

III. ゴールドリボンと小児がん情報提供並びにその理解促進のための活動として、例年通り4月の東京でのゴールドリボン・ウォーキング、11月の福岡で2回目のゴールドリボンチャリティハーフマラソン&ウォークの実行委員会に参画し、特別後援、特別協賛団体として運営に協力した。これら2つのイベントの参加者は、合計5,200人余りに及んだ。

IV. 小児がん情報の発信に関しては、神戸の医療推進イノベーションセンター（TRI）との連携を継続し、米国NCI（国立がん研究所）が発行する小児がん情報（PDQ）の日本版提供の支援をした。また、長期フォローアップの重要性が言われている中「小児がん治療後の長期フォローアップガイドライン」改訂2版へも支援した。また、当法人代表理事の講演会、HP、FaceBook、広報誌等での発信を行った。

V. 本年度は、財務基盤の強化のために、会員拡充とファンドレイジングを強化した。会員拡充については代表理事の講演やアフラック生命（株）の代理店の会員勧誘で1,529会員が新たに加入された。また、ファンドレイジングを目的に、第9回大阪マラソン、東京マラソン2020のチャリティ団体に応募し、選出頂いた。12月実施の大阪マラソンにおいては、5人のランナー、2020年3月実施の東京マラソンでは183名のランナーから寄付を頂くことができた。また2018年末にスタートした古本募金は、68万円の寄付につながった。これらの活動を含めて、収入は8,490万円と前年より1,910万円増加した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(1) 小児がん支援のためのゴールドリボン普及事業	<p>① 小児がんに関して一般の方々の理解を深めるため、本年も4月にお台場で行われた「ゴールドリボン・ウォーキング」と11月に福岡で行われた「ゴールドリボンチャリティマラソン&ウォーク」の実行委員会に参画し、特別後援、特別協賛団体として支援を行った。</p> <p>② 飲料、食品、物品等のメーカーや販売会社等と提携し、その商品の販売を通して、一般の方々への認知を高める活動も継続した。</p> <p>③ アフラック生命保険（株）の代理店への会員勧誘を行うことを通してゴールドリボンの普及に努めた。</p>	通年	全国	6名	一般市民 不特定多数	1,500
(2) 小児がんの治癒率向上のための研究・開発者支援事業 小児がん経験者の生活の質の向上のための研究者支援事業	<p>① 一般公募により、選考された11の小児がんの研究グループに助成を行った。</p> <p>② JCCG（日本小児がん研究グループ）、日本小児血液・がん学会への研究支援を行った。</p> <p>③ TCCGスカラシップによる研究者留学生1名の助成を行った。</p>	通年	全国	3名	医師・研究者 研究機関 13団体+留学生1名	17,300

<p>(3) 小児がんに関する情報収集並びに情報提供事業</p>	<p>① 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーション推進センター(TRI)が行っている米国NCI発行のPDQの小児がん情報の日本語版の作成の支援を本年も行った。</p> <p>② 新たに「小児がん治療後の長期フォローアップガイドライン」改訂2版作成(「JCCG長期フォローアップ委員会」を支援)</p> <p>③ ㈱メディカルノートが提供する情報ネットと連携し、インターネット上で小児がん情報を提供</p> <p>④ 事業報告書、会報を作成し、またホームページ・Facebookを中心に情報配信を継続して実施した。</p> <p>⑤ 小児がん経験者限定に配信するコンテンツ「サバイバーネットワーク」の会員登録は、一昨年の203名、昨年の279名から、本年319名と増加した。</p>	<p>通年</p>	<p>全国</p>	<p>2名</p>	<p>一般市民 不特定多数</p>	<p>2,800</p>
<p>(4) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業</p>	<p>① 国際小児脳腫瘍シンポジウム(2020年6月開催)への支援</p> <p>② 当法人代表理事による小児がんに関する講演会を25回実施。</p>	<p>通年</p>	<p>全国</p>	<p>2名</p>	<p>一般市民 不特定多数</p>	<p>1,000</p>
<p>(5) 小児がんの知識、理解の普及・啓発事業</p>	<p>① ゴールリボンウォーキング(東京・福岡)の実行委員会に参画し、特別後援・特別協賛団体として、会場で小児がんの理解・啓発の活動を行った。</p> <p>② NPO法人いのちをバトンタッチする会が作成した単行本「子どものための『いのちの授業』」の制作に協賛(全国の837の教育委員会等へ2771冊を献本)。</p>	<p>通年</p>	<p>全国</p>	<p>6名</p>	<p>一般市民 不特定多数</p>	<p>①は (1)に 含む。 2,500</p>

<p>(6) 小児がんの子どもたち（患児、経験者及びその家族を含む）の生活の質向上のための支援事業</p>	<p>① 奨学金については、全国の小児がん経験者の大学生への奨学金（予約採用型、給付型）を37名に給付し、次年度受給者として、新たに14名を決定した。</p> <p>② 小児がん患児とその家族が遠隔地の病院へ治療に行くための交通費・宿泊費の支援を63家族に行った。</p> <p>③ 小児がん患児・経験者やその家族を支援する団体が実施するキャンプ、イベントについて11団体の支援を行った。</p> <p>④ 小児がん経験者の自立支援の一つとして、本年も小児がん経験者1名を企業の職場見学会への橋渡しを行い、就職に結びつけた。</p> <p>⑤ 小児がんの患児に向けて、ニット帽子を134名にプレゼントをした。</p>	<p>通年</p>	<p>全国</p>	<p>5名</p>	<p>小児がん患児・経験者とその家族</p>	<p>24,320</p>
---	--	-----------	-----------	-----------	------------------------	---------------

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和2年8月7日				
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和2年夏号」 35,500部発行				
対象者	北葛城郡4町				
配布方法	新聞折込(4紙)、日経新聞 32,900部 ポスティング 2,200部 街頭配布 400部				
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率100% (議会報告が全体を占めるため)				
内容	議会活動報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作費	伸光印刷 株式会社	30,000	デザイン編集費	86
	印刷費	"	170,400	@4.8×35,500部	86
	新聞折込(4 紙)日経新聞	"	101,990	@3.1×32,900部	86
	ポスティ ング	"	5,720	@2.6×2,200枚	86
	消費税	"	30,811	10%	86
	小 計		338,921		86
	振込手数料	南都銀行	220		86
	合 計		339,141		86
	※100%充当		計	339,141円	
備考	添付資料: 「議会報告 令和2年夏号」、納品書				

注 発行した広報紙を添付してください。

〒636-0022

北葛城郡王寺町明神2丁目4番20号

清水 勉 様

10714

納品書

納品No. 200806010

(1/1)

2020年8月6日



〔営業本部〕 〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠259-4

TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842

〔本 社〕 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7-6

商品コード	品名	規格	度数	数量	単位	単価	金額
2002352:01	議会報告 令和2年夏号	B4	4/4	35,500	枚	4.80	170,400 (外税10%)
2002352:02	デザイン編集費	B4		1	式	30,000.00	30,000 (外税10%)
2002352:03	新聞折込(4紙)、日経新聞	B4		32,900	枚	3.10	101,990 (外税10%)
2002352:04	ポストイン ^g	B4		2,200	枚	2.60	5,720 (外税10%)

※ マットコート70kg、フルカラー印刷

※折込:奈良サンケイ企画32900枚 8月8日(土)折込

※ポストイン^g2200枚(O-12、O-11、O-9)

※事務用納品品目400枚

担当

小計 308,110

消費税 30,811

合計 338,921



奈良県議会議員

清水 勉



令和2年夏号

議会報告

<令和2年度所属委員会> 常任委員会;総務警察委員会 特別委員会;総合防災対策特別委員会委員長

奈良県内の大和川は異常気象に耐えられるか?

平成28年5月31日公表

大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(王寺町付近)



大和川洪水浸水想定区域図(奈良県全域等) 12時間総雨量316mmで算出された浸水箇所

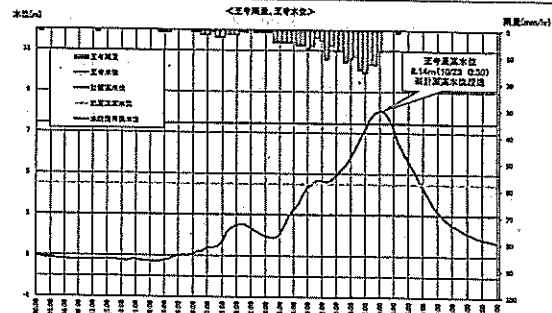
平成29年10月22日~23日

大和川王寺地点の台風21号による降雨・水位変化

出水概要(王寺地点)

大和川河川事務所

○王寺水位観測所では、23日0時30分に最高水位8.14mを記録



柏原上流域平均累加雨量で約260mmを記録、多くの地点で過去最高水位を記録し、柏原市、王寺町、三郷町で溢水による家屋浸水が発生。(上記は暫定値)

●大和川水系河川整備基本方針は、上下流及び本支川の調整を図り、治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、本整備計画に定めた河川整備等を実施することにより、戦後最大となる昭和57年(1982年)8月洪水と同規模の洪水が発生しても、洪水は氾濫による浸水被害を防止し、※内水による浸水被害を軽減することが可能となる。とされ、昭和57年洪水と同規模の発生に耐えることが目標である。

超過洪水対策の目標では、計画規模を上回る洪水に対しても人命を守ることを第一に対応することが重要である。高規格堤防は超過洪水に対しても決壊しない堤防であり、また、まちづくり事業と一体となって、地域住民の人命を守る安全で良好な住環境を形成するとともに、河川から離れた地域の安全度も高めるものである。このようなことから、人命を守るということを最重視し、そのために必要な区間として、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において高規格堤防を整備する。

→ 現計画では大阪府の南海高野線より下流部のみ

(※河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地にある水を内水(ないずい)と呼びます。大雨が降ると、側溝・下水道・排水路だけでは降った雨を溜めきれなくなることもあり、下流川のような支川が大和川に合流するところでは、本川の水位が上昇すると、本川の外水が逆流することや支川が堰き止められる現象が起きます。このようなことが原因で、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまうことを「内水氾濫」といいます。)

人口集中地区の設定基準(総務省HPより略)

人口集中地区の設定は、国勢調査基本単位区を基礎単位として、人口が国勢調査時に1km当たり5,000人以上を有する地域を「人口集中地区」とした。(隣接した区域を含む場合)

王寺町の人口集中地区である王寺町舟戸1丁目、2丁目~久度全域、王寺1丁目~3丁目(面積約90ha)には約7,000人が居住し、JR王寺駅、近鉄王寺駅、近鉄新王寺駅、王寺町役場、王寺郵便局、奈良県広域消防西和器、ホテル、大規模商業施設などがあり、大和川が氾濫すれば大きな被害の発生が予想される。



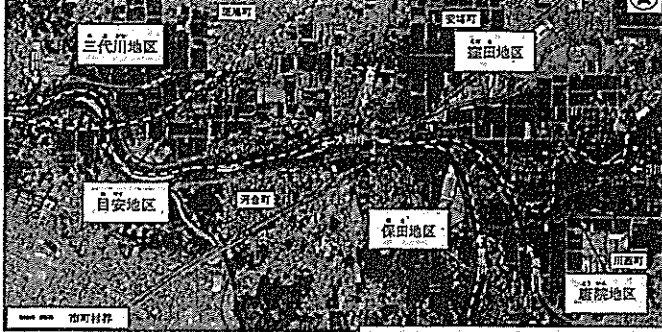
H29.10.22 pm10:30 王寺町運船橋下流側(清水撮影)



H29.10.22 pm10:45 王寺町昭和橋下流側(清水撮影)

大和川中流域に5箇所100万m³の遊水地整備計画

大和川中流域の大和川本川沿いに約100万m³の遊水地整備を大和川水系河川整備計画(直轄管理区間)に位置づけ(125年11月)



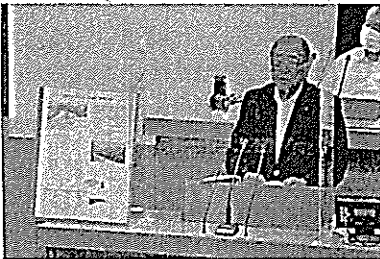
写真提供元:国土交通省 近畿地方振興局 大和川河川事務所



令和2年7月4日KHBニュース映像

令和2年7月豪雨では、線状降水帯の発生により九州地方をはじめ、全国で大きな被害が発生しました。今までは過去の統計資料から河川整備計画を策定されていましたが、想定を超える対策が必要です。

令和2年6月24日代表質問の写真



令和2年6月24日代表質問にて、大和川中流部に於ける堤防の一部が河川構造令に適合していない現状と昨今の異常気象から、直轄管理区間を含めた奈良県内の河川整備計画の見直しを行う必要があることを指摘し、特に人口集中地区(DID地区)を洪水被害から守るために、例を示して堤防の強化策の検討を提案!

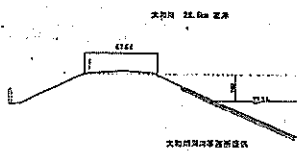
(一例として、大和川上流の28.6K地点付近左岸堤防の一部の堤防天端幅は4.164mであり、王寺地点の計画高水量3200m³/sにおける天端幅5mを満たしていないことを指摘!)

知事答弁:ながす対策、ためる対策に加えてまもる対策を進める!



「河川管理施設等構造令」が規定する堤防の余裕高及び天端幅 (第20条、21条)

計画高水流量 (単位; 1秒間につき m ³)	計画高水位に加える値 (単位; m)	天端幅 (単位; m)
200 未満	0.6	3
200 以上 500 未満	0.8	
500 以上 2000 未満	1	4
2000 以上 5000 未満	1.2	5
5000 以上 10000 未満	1.5	6
10000 以上	2	7



自分を守り、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (名称: COCOA)

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染源と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

COCOAは、利用者の個人情報を取得せず、スマートフォンにインストールした状態で、自動的に周囲のスマートフォンと通信を行い、接触履歴を記録します。接触履歴に基づいて、感染リスクを通知することができます。

厚生労働省 内閣府 新型コロナウイルス感染症対策本部

感染症対策 へのご力をください

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「正しい」マスクの着用と正しい手洗いです。

正しい手の洗い方

- 1. 流水を流しながら、手のひらと手のひらをこすり合わせる。
- 2. 手のひらと手の背をこすり合わせる。
- 3. 手のひらと手の背をこすり合わせる。
- 4. 手のひらと手の背をこすり合わせる。
- 5. 手のひらと手の背をこすり合わせる。
- 6. 手のひらと手の背をこすり合わせる。
- 7. 手のひらと手の背をこすり合わせる。
- 8. 手のひらと手の背をこすり合わせる。

正しいマスクの着用

3つの正しい着用方法

1. 正しい着用方法
2. 正しい着用方法
3. 正しい着用方法

感染拡大を防ぎ、あなたと、身近な人の命を守るため、うつらない・うつさない習慣を徹底しましょう

スマートフォン向け接触確認アプリ「COCOA」をインストールしてください

支援情報ナビ(内閣府)で、必要な支援策が探せます

<https://corona.go.jp/info-navi/>

日本維新の会

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 清水 勉					
年月日	令和2年4月20日				
表題	奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会・政党支部へのリンク)				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 議員のプロフィール等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	レンタルサーバー料	AUC	月¥6,380	定額	13,34,52 73,92 110,127 144,167 184,203 218
	ホームページ修正費	システム株式会社	¥6,600		31
	振込手数料	南都銀行	¥110		31
	年管理費	AUC	¥6,600		184
	※ 50%充当 (6,380×12+6,710+6,600)×50%=¥44,935.-				
備考	ホームページアドレス : http://www.t-shimizu.jp				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

サーバーホスティング契約書

委託者 奈良県議会議員 清水 勉 (以下「甲」という。)と受託者 株式会社 アジア・ユナイテッド・コンピューティング (以下「乙」という。)は、この契約に定める条件でサーバーホスティングに関する契約を締結する。

(契約約款)

第1条 「甲」は、「乙」のWebホスティング・フレンズプランサービス契約約款の各条項を承認のうえサービス契約をするものとする。

(ホスティング利用内容)

第2条 月額ホスティング費用 5,800円 (消費税別途)
サーバー年管理費用 11,800円 (消費税別途) 2月

(契約の解除)

第3条 「甲」が解約を申し出る場合は、解約予定月の3か月前までに申し出るものとする。

(自動継続)

第4条 「甲」から解約の申し出が無い場合又は「乙」の料金の改定が無い場合は次年度に自動継続するものとする。

(その他)

第5条 本契約に定めのない条項は「甲」・「乙」協議して定めるものとする。

平成29年4月1日

住 所 636-0023

奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

「甲」

奈良県議会議員 清水 勉 事務所

氏 名

清水 勉

住 所 630-8002

奈良県奈良市二条町2丁目2-7 武田ビル2F

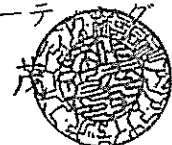
「乙」

株式会社アジア・ユナイテッド・コンピューテ

氏 名

代表取締役

正 木




令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 北葛城郡王寺町太子3丁目1-15 電話 0745-31-3710 延べ床面積 29.16㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 ㎡ (a) うち政務活動使用面積 ㎡ (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 300時間 (a) うち政務活動使用時間 150時間 (b) $(b) / (a) = 150 / 300 \rightarrow$ 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会事務と時間按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

事務所賃貸借契約書

賃貸人  (以下、「甲」という。)、賃借人 奈良県議会議員 清水 勉 (以下、「乙」という。) は、本日、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

(物件)

第1条 甲は、次記載の建物(以下「本件建物」という)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借することを承諾する。

所在地 : 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900番11地内事務所
(住居表示 ; 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15)

(賃料)

第2条 賃料は1か月金5万円とし、乙は毎月末までに翌月分の賃料を甲に支払う。(一部期間の一括支払いを妨げないが、その場合は前納とする。)

2 諸物価、公租公課その他の負担の変動により、又は、近隣の賃料と比較して前項の賃料が著しく不相当となったときは、甲・乙協議のうえ賃料の増減をすることが出来る。

(契約期間)

第3条 本賃貸借契約の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とする。

2 本賃貸借契約期間満了のとき、双方から解約の申し出がない限り自動更新するものとする。

3 甲又は乙が、本賃貸借契約を解約するときは、相手方に対して書面をもって解約の申し入れをしなければならない。この場合、甲が解約の申し入れをする場合には3か月前にしなければならない、乙が解約の申し入れをする場合には3か月前にしなければならない。

4 本賃貸借契約は、甲が解約する場合は、乙が解約申し入の書面を受け取った日から6か月後に、乙が解約する場合は甲が解約申し入の書面を受け取った日から3か月後に終了するものとする。

(使用目的)

第4条 乙は、本件建物を事務所としてのみ使用するものとする。

- 2 乙が前項の使用目的を変更しようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けなければならない。

(行為の制限)

第5条 乙は次の行為を行ってはならない。

- ① 本件建物を、増築、改築、大修繕し、またはこれに造作を加えること。
- ② 本件建物の全部もしくは一部について、転貸もしくは賃借権を譲渡すること。

- 2 乙において止むを得ない事情により、前項の行為をしようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けるものとする。

(契約の解除要件)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 賃料を2回以上延滞したとき。
- ② その他本契約に違反したとき。

- 2 前各号に掲げるものの他、乙において甲乙間の信頼関係を破壊する行為があったとき。

(原状回復)

第7条 乙は、期間満了、合意解約、解除等により本契約終了後甲から明け渡しを求められたときは、ただちに本件建物を原状に復し、甲に明け渡すものとする

- 2 乙が、前項の明け渡し義務の履行を遅滞したときは、損害金として期間満了の日または契約解除の日より明け渡を終了した日まで日割計算をもって、賃料の倍額に相当する使用損害金を支払うものとする。

(権利放棄)

第8条 前条による本件建物明け渡のとき収去されなかった物件は、乙が第5条第2項により付加した造作を除き、すべて甲の所有に帰し、たとえ乙がそのために損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

(保証金)

第9条 甲は、乙に対して本契約締結に対する保証金を免除する。

(負担区分など)

第10条 乙は、本契約期間中の本件建物の光熱水費を負担する。

2 乙は、契約期間中において本件建物及び周辺の維持管理を適切に行い、近隣に迷惑をかけてはならない。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲・乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲・乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年4月1日

賃貸主(甲) 住所

氏名

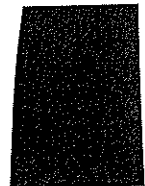


賃借主(乙) 住所

氏名

奈良県議会議員

清水勉



駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

名 称	美しヶ丘モータープール		
所 在 地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐 車 料	金 8,000円也	保 証 金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月1日～平成29年7月31日	指 定 駐車番号	26
駐 車 料 金 振 込 先	奈良中央信用金庫	口座名義 美しヶ丘モータープール	

下記貸主(甲)と下記借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成28年7月26日

(貸主) 住 所

氏 名

電話番号

(借主) 住 所

氏 名

電話番号 0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方向的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと
又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

此間附録(1)第14条第1項

第14条

第14条

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

名 称	美しヶ丘モータープール		
所 在 地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐 車 料	金 8,000円也	保 証 金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月/日～平成29年7月2/日	指 定 駐車番号	27
駐 車 料 金 振 込 先	奈良中央信用金庫 口座名義 美しヶ丘モータープール		

下記 貸主 (甲) と下記 借主 (乙) は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 28 年 7 月 26 日

(貸 主) 住 所

氏 名

電話番号

(借 主)

住 所 〒636-0023
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清 水 勉

電話番号

0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方向的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

井田建設株式会社

代表取締役

井田 隆一

令和 2 年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	2年4月1日～3年3月31日			
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤ 給料(賃金)	850	円	(<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted]
現 住 所	[Redacted]	Tel [Redacted]

下記の条件で契約します

雇 用 期 間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで
就 業 場 所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15
仕 事 内 容	県会議員政務活動補助事務 等
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 午後 9 時 00 分から 午前 午後 5 時 00 分まで (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間) <small>のうち週15時間程度</small>
休 日	週1日以上
給 与 (賃 金)	時給 850 円 ※ 時間外勤務は、法規定による。
給 与 支 払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とし80hrまで)
給 与 振 込 先	南都銀行 [Redacted]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日

奈良県議会議員

雇 用 者 清水 勉 [Redacted]

被雇用者 [Redacted]

マイナンバー :

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	雇入年月日		31.4.1							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	4	14	15	15	15	10	12	12	12	10	11	8	11		131
労働時間数	11.00	46.00	54.75	45.25	28.75	25.75	35.00	34.50	29.75	31.75	24.00	32.50			399.00
時間外労働	1.25	2.00	1.50	2.50	1.25	1.75	2.00	1.25	1.00	1.25	0.50	1.25			17.50
休日労働															0.0
深夜労働															0.0
遅刻早退	0.75	1.75	3.00	2.75	1.00	1.00	0.75	1.75	0.25	1.75	0.00	0.50			15.25
基本給	9,350	39,100	46,538	38,463	24,438	21,888	29,750	29,325	25,288	26,988	20,400	27,625	22,318	26,014	387,485
勤总減額	-623	-1,488	-2,550	-2,338	-850	-850	-638	-1,488	-213	-1,488	0	-425			-12,951
時間外手当	1,038	1,700	1,275	2,125	1,063	1,488	1,700	1,063	850	1,063	425	1,063			14,853
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	840	2,730	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200			45,570
課税合計	9,765	39,312	45,263	38,250	24,651	22,526	30,812	28,900	25,925	26,563	20,825	28,263	22,318	26,014	389,387
非課税合計	840	2,730	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	0	0	45,570
総支給額	10,605	42,042	49,463	42,450	28,851	26,726	35,012	33,100	30,125	30,763	25,025	32,463	22,318	26,014	434,957
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	9,765	39,312	45,263	38,250	24,651	22,526	30,812	28,900	25,925	26,563	20,825	28,263	22,318	26,014	389,387
所得税	314	1,204	1,386	1,171	755	689	943	885	794	813	637	865	2,278	2,656	15,390
市町村民税															0
控除額合計	314	1,204	1,386	1,171	755	689	943	885	794	813	637	865	2,278	2,656	15,390
差引支給額	10,291	40,838	48,077	41,279	28,096	26,037	34,069	32,215	29,331	29,950	24,388	31,598	20,040	23,358	419,567
領収印															

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	2年4月1日～3年3月31日			
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤ 給料(賃金)	850 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted]
現 住 所	[Redacted]	Tel [Redacted]

下記の条件で契約します

雇 用 期 間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日 まで
就 業 場 所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15
仕 事 内 容	県会議員政務活動補助事務等
就 業 時 間 (休憩時間)	(午前)・午後 9 時 00 分から 午前・(午後) 5 時 00 分まで のうち10時間程度 12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間
休 日	週1日以上
給 与 (賃 金)	時給 850 円 ※ 時間外勤務は、法規定による。
給 与 支 払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とし80hrまで)
給 与 振 込 先	南都銀行 [Redacted]

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日

奈良県議会議員

雇 用 者

清水 勉 [Redacted]

被雇用者

[Redacted]

マイナンバー :

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	生年月日												性別	賞与1	賞与2	合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
労働日数	10	11	4	9	11	7	10	11	9	9	7	9			107	
労働時間数	30.00	33.00	12.00	27.00	33.00	21.00	30.00	33.00	27.00	27.00	21.00	27.00			321.00	
時間外労働	0.50	0.50	0.00	0.50	0.50	0.25	0.50	0.75	0.50	0.25	0.25	0.50			5.00	
休日労働															0.00	
深夜労働															0.00	
遅刻早退										0					0.00	
基本給	25,500	28,050	10,200	22,950	28,050	17,850	25,500	28,050	22,950	22,950	17,850	22,950	22,682	18,929	314,461	
勤怠減額															0	
時間外手当	415	425	0	425	425	213	425	638	425	213	213	425			4,242	
通勤手当(課税)															0	
通勤手当(非課税)															0	
課税合計	25,915	28,475	10,200	23,375	28,475	18,063	25,925	28,602	23,305	23,094	18,009	23,305	22,614	18,986	318,343	
非課税合計	25,915	28,475	10,200	23,375	28,475	18,063	25,925	28,688	23,375	23,163	18,063	23,375	22,682	18,986	318,760	
健康保険料															0	
介護保険料															0	
厚生年金保険料															0	
雇用保険保険料	78	85	31	70	85	54	78	86	70	69	54	70	68	57	955	
社会保険料合計	78	85	31	70	85	54	78	86	70	69	54	70	68	57	955	
課税対象額	25,837	28,390	10,169	23,305	28,390	18,009	25,847	28,602	23,305	23,094	18,009	23,305	22,614	18,929	317,805	
所得税	834	869	311	713	869	551	791	876	713	707	551	713	2,308	1,932	12,738	
市町村民税															0	
控除額合計	912	954	342	783	954	605	869	962	783	776	605	783	2,376	1,989	13,693	
差引支給額	25,003	27,521	9,858	22,592	27,521	17,458	25,056	27,726	22,592	22,387	17,458	22,592	20,306	16,997	305,067	
領収印	[Redacted]															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

政務活動費備品台帳(令和2年度)

議員名: 清水 勉

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処分状況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	パソコン	DELLDTOP062 -002H93	1	117,700	117,700	令和2年5月11日				政務活動事務所	キシステム株式会社
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
2 年度計				1	117,700	117,700					

注 1 1件の取得価格が8万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
 2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。
 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。